

アメリカ合衆国の第109連邦議会に提出された「ネットワークの中立性」 についての政策に関する主要な法案について

松 宮 広 和

情報法研究室

‘Network Neutrality’ Bills introduced in the 109th Congress of the United States

Hirokazu MATSUMIYA

Information, Law and Technology

Abstract

In the 109th Congress, many bills were introduced to secure the open architecture of the Internet. FCC’s broadband policy has shifted to promote competition in less regulated competitive markets. On September 23, 2005, FCC released its Broadband Policy Statement to protect consumers’ rights. However, there are numerous controversies over the idea of ‘network neutrality’. Some provisions of H.R. 5252 (RFS) and H.R. 5252 (RS) are meaningful to understand the intent of policy makers and recent arguments over the broadband policy of the federal government.

[解説]

ケーブル・モデム・サービスの法的性質をめぐって長く争われてきた議論は、2005年6月27日、National Cable & Telecommunications Assn v. Brand X Internet Services¹ における合衆国最高

1 National Cable & Telecommunications Assn v. Brand X Internet Services, 125 S. Ct. 2688 (2005). 当該判決については、拙稿「近時のアメリカ合衆国におけるケーブル・モデムを経由するブロードバンド・インターネット・サービスに対する規制をめぐる議論について・再論-National Cable & Telecommunications Assn v. Brand X Internet Services における合衆国最高裁判所判決を中心に-」群馬大学社会情報学部研究論集 第13巻 125頁以下(2006年)等を参照のこと。

裁判所判決によって、当該サービスが統合された情報サービスであるとの最終的な判断が示されたことによって終結した。また、2005年8月5日、共和党政権下のFCCは、従来からの規制緩和を更に推進する形で、「既存のローカル通信事業者」(=‘incumbent Local Exchange Carrier(s)/iLEC(s)’)やケーブル事業者を含む有線のブロードバンド・インターネット・アクセス・サービスの施設ベースの提供者に対して、当該サービスの一部である「伝送」(=‘transmission’)の構成要素を、スタンドアローンのコモン・キャリア・ベースで提供する義務を廃止することを発表し²、同年9月23日、当該規則を公表した³。その結果、xDSLサービスを含めて、これらのブロードバンド・サービスは、基本的には情報サービスとして分類されることとなった⁴。

この様な事態のもとで、特にネットワークの利用者の視点から、「エンド・トゥー・エンド」(=‘end to end’)⁵の考えにもとづいて構築されたインターネットが、その誕生から現在に至るまで保持してきた、技術的・制度的に開放性を有する中立的な基本構造を維持することによって、それが実現してきた革新的競争及び消費者の利益を保護するべきであるという、「ネットワークの中立性」(=‘network neutrality’)⁶という考えが、より一層強く主張される様になった⁷。

2 FCC, FCC Eliminates Mandated Sharing Requirement on Incumbents’ Wireline Broadband Internet Access Services (rel. Aug. 5, 2005), *available at* <http://hraunfoss.fcc.gov/edocs_public/attachmatch/DOC-260435A1.pdf> (visited Aug. 8, 2005).

3 In the Matters of Appropriate Framework for Broadband Access to the Internet over Wireline Facilities; Universal Service Obligations of Broadband Providers; Review of Regulatory Requirements for Incumbent LEC Broadband Telecommunications Services; Computer III Further Remand Proceedings: Bell Operating Company Provision of Enhanced Services; 1998 Biennial Regulatory Review - Review of Computer III and ONA Safeguards and Requirements; Conditional Petition of the Verizon Telephone Companies for Forbearance Under 47 U.S.C. § 160 (c) with Regard to Broadband Services Provided Via Fiber to the Premises; Petition of the Verizon Telephone Companies for Declaratory Ruling or, Alternatively, for Interim Waiver with Regard to Broadband Services Provided Via Fiber to the Premises; Consumer Protection in the Broadband Era, CC Docket No.02-33; CC Docket No.01-337; CC Docket Nos.95-20, 98-10; WC Docket No.04-242; WC Docket No.05-271, Report and Order and Notice of Proposed Rulemaking, 20 FCC Rcd 14853; 2005 FCC LEXIS 5257; 36 Comm. Reg. (P & F) 944, FCC 05-150, ¶ 86 (rel. Sept. 23, 2005).

4 *Id.* ¶ 102. 但し、iLEC(s)が選択する場合には、コモン・キャリア・ベースでのサービスの提供の継続も認められた。*Id.* ¶¶ 89-95.

5 通信の端点に知識を集中させ、2つの端点の間にあるネットワークを可能な限り簡単に構成するという考え。Jade Clayton, McGraw-Hill Illustrated Telecom Dictionary 427 (2d ed. 2000)等を参照。

6 本稿執筆の時点では、「ネットワークの中立性」の語の公的な定義は、存在しない。また、現在その様に呼ばれている語と同様又は類似の考えが、過去に別の語で表現された例も存在する。更に、ネットワークの中立性に対する見解も、識者によって異なる。しかし、当該語が目的とするものに鑑みた場合、それをこの様に定義することは可能である様に見受けられる。

7 近時の米国におけるネットワークの中立性をめぐる議論については、拙稿「近時のアメリカ合衆国における「ネットワークの中立性」をめぐる議論について」群馬大学社会情報学部研究論集 第14巻175頁以下(2007年)等を参照のこと。

一部にはこの様な主張を受ける形で、2005年8月5日、FCCは、公共インターネットの開放され相互接続される性質を維持し促進するための4原則を示す政策声明を採択したと発表し⁸、同年9月23日、当該政策声明⁹を公布した。当該政策声明、及びその後の伝送路を保有する事業者の経営者の発言についての報道¹⁰等を起因として、特に2005年末以降、ネットワークの中立性をめぐる政策について主要な議論の中心は、連邦議会へ移行した。

第109連邦議会には、ネットワークの中立性に関連する数多くの法案が提出された。これらの法案の中で、その後の審議を経て、ネットワークの中立性をめぐる政策について、連邦議会の下院又は上院の考えを反映する主要な法案となったものとして、2006年5月1日、テキサス州選出の共和党下院議員 Joe Barton 氏らによって提出された H.R. 5252 (RFS) 「ブロードバンドのネットワーク及びサービスの提供を促進する法案」 (= 'A BILL To promote the deployment of broadband networks and services') (その簡略化された表題は、「2006年通信の、機会、促進、及び強化法」 (= 'the Communications Opportunity, Promotion, and Enhancement Act of 2006'))、及びアーカンソー州選出の共和党上院議員 Ted Stevens 氏らによって、当初は S. 2686 (IS) として提出された H.R. 5252 (RS) 「ブロードバンドのネットワーク及びサービスの提供を促進する法案」 (= 'A BILL To promote the deployment of broadband networks and services') (その簡略化された表題は、「高度電気通信及び機会改革法」 (= 'the Advanced Telecommunications and Opportunities Reform Act'))

8 FCC, FCC Adopts Policy Statement; New Principles Preserve and Promote the Open and Interconnected Nature of Public Internet (rel. Aug. 5, 2005), *available at* <<http://hraunfoss.fcc.gov/edocs-public/attachmatch/DOC-260435A1.pdf>> (visited Aug. 8, 2005).

9 In the Matters of Appropriate Framework for Broadband Access to the Internet over Wireline Facilities; Review of Regulatory Requirements for Incumbent LEC Broadband Telecommunications Services; Computer III Further Remand Proceedings: Bell Operating Company Provision of Enhanced Services; 1998 Biennial Regulatory Review - Review of Computer III and ONA Safeguards and Requirements; Inquiry Concerning High-Speed Access to the Internet Over Cable and Other Facilities; Internet Over Cable Declaratory Ruling; Appropriate Regulatory Treatment for Broadband Access to the Internet Over Cable Facilities, CC Docket No. 02-33; CC Docket No.01-337; CC Docket Nos.95-20, 98-10; GN Docket No.00-185; CS Docket No.02-52, Policy Statement, 20 FCC Rcd 14986; 2005 FCC LEXIS 5258; 36 Comm. Reg. (P & F) 1037, FCC 05-151 (rel. Sept. 23, 2005), *available at* <http://hraunfoss.fcc.gov/edocs_public/attachmatch/FCC-05-151A1.pdf> (visited Sept. 25, 2005).

10 ネットワークの中立性の議論が活化する契機となったものは、合併後の AT&T Inc. の最高経営責任者である Edward Whitacre Jr. 氏が BusinessWeek Online との会見に際して、(Google, Inc. や Vonage Holdings Corporation 等に代表される) 非ネットワーク系の IT 事業者が行おうとしていることは、伝送路の只乗りであり、今後はその様な行為を行うがままにしておくつもりはない、と述べたことである、とされている。Catherine Yang, At Stake: The Net as We Know It; Google et al fear broadband carriers will tie up traffic with new tolls and controls. Ultimately, it could mean a world of Internet haves and have-nots, BusinessWeek Online, Dec. 15, 2005, *available at* <http://www.businessweek.com/technology/content/dec2005/tc20051215_141991.htm> (visited Aug. 1, 2006).

又は「2006年通信法」(=‘the Communications Act of 2006’) を挙げることが可能である。

H.R. 5252(RFS)「2006年通信の、機会、促進、及び強化法」(=‘the Communications Opportunity, Promotion, and Enhancement Act of 2006’)¹¹ は、連邦議会の下院に提出されたブロードバンド政策に関する法案の中で、最も重要なものである。同法案は、2006年5月1日、テキサス州選出の共和党下院議員 Joe Barton 氏らによって提出され、下院の「エネルギー及び商務委員会」(=‘the Committee on Energy and Commerce’) で審議が行われた。「共同提出者」(=‘cosponsor(s)’) は、当初16人であったが、最終的には55人まで増大した。同法案は、6箇編、すなわち、第I編「全米ケーブル・フランチャイジング」、第II編「ブロードバンド政策声明の強制」、第III編「VoIP/911」、第IV編「地方自治体によるサービスの提供」、第V編「ブロードバンド・サービス」、及び第VI編「シームレス・モビリティ」(=‘seamless mobility’)、から構成される。

同法案は、連邦通信法の大幅な改正を目的とするものである。第I編は、全米におけるケーブル事業のフランチャイズ獲得を一定の要件のもとで実現する。第II編は、FCC に対して、ブロードバンド政策声明を強制する明示的な権限を提供する。特に、FCC が、当該声明の違反の各々に対して、不服申立てを裁定する排他的な権限を付与するとともに、最大500,000合衆国ドルの罰を賦課する権限を付与する。更に、FCC が、連邦議会の上院及び下院の特定の委員会に対して、そのブロードバンド政策声明及びそこに組み込まれた原則の目的が獲得されているかについて報告することを要求する。第III編は、「ヴォイス・オーバー・インターネット・プロトコル」(=‘Voice over Internet Protocol’/以下「VoIP」)¹² サービスの提供者に対して、当該サービスの加入者に、米国での緊急電話番号である「911」及び「E911」の提供を保証することを要求する¹³。第IV編は、地方自治体による、電気通信サービス、情報サービス又はケーブル・サービスの提供の許可を行い、ある地域における全てのプロバイダー間の競争の中立性を要求する。そして、FCC が、連邦議会に対して、州及びその政治的な出先機関による、電気通信サービス、情報サービス、及びケーブル・サービスの提供の状態を報告することを要求する。第V編は、ブロードバンド・サービス・プロバイダーが、加入者に対して、当該サービ

11 H.R. 5252 (RFS), 109th Cong., 2nd Sess. (2006).

12 技術的視点に鑑みた場合、「ヴォイス・オーバー・インターネット・プロトコル」(=‘Voice over Internet Protocol’/以下「VoIP」)とは「音声トラフィックを「インターネット・プロトコル」(=‘Internet Protocol’/以下「IP」)上でパケット伝送すること」を意味し、厳密には、音声のパケット伝送サービスの1形態であるIP電話等とは区別される。Uyless D. Black, *Voice over IP 1-2* (2d ed. 2002). FCCは、規制上の意味における「VoIP」を公式には定義していないが、概して、「如何なるものであれ、実時間の、多方向の音声機能を提供するIPが可能とするサービスであって、伝統的な電話に類似のサービスを含むが、それに限定されないサービスを含むもの」を意味する語として使用する。In the Matter of IP-Enabled Services, WC Docket No.04-36, Notice of Proposed Rulemaking, 19 FCC Rcd 4863, 4866, ¶ 3 n.7, FCC 04-28 (rel. Mar. 10, 2004).

13 米国におけるIP電話及びVoIPに対する規制については、例えば、拙稿「近時のアメリカ合衆国におけるIP電話規制について」群馬大学社会情報学部研究論集 第13巻 93頁以下(2006年)等を参照のこと。特に、緊急電話サービスの提供の問題については、同稿の[3.5]を参照のこと。

スの提供の条件として、当該プロバイダーから、如何なるものであれ、ケーブル・サービス、電気通信サービス、又は VoIP サービスを購入することを要求することを禁止する。また、FCC が、連邦議会上院及び下院の特定の委員会に、電力線システムを経由するブロードバンドの潜在的な干渉についての調査を行い、かつ、提出することを命じる。そして、第VI編は、FCC が、(1)シームレス・モビリティの発展を進めること、(2)複数の「IP が可能とする」(=‘IP-enabled’)ブロードバンドの、プラットフォーム、施設、及びネットワーク間の通信を可能とする、「多モード」(=‘multi-mode’)の機器の簡略化された再考及び認可を目的とする過程を施行すること、並びに(3)シームレス・モビリティの獲得の障壁についての調査及び連邦議会へ報告に着手すること、を要求する。

2006年6月8日、同法案の第II編「ブロードバンド政策声明の強制」に関して、マサチューセッツ州選出の民主党下院議員 Edward J. Markey 氏を中心とする民主党議員及び非ネットワーク系の IT 事業者が支持する、ネットワークの中立性の維持を目的として、同法案の第II編を代替することを意図する広範な修正案(所謂「Markey 修正案」)が提出された。しかし、当該修正案は、採決によって、269対152で否決された(なお、当該事項について、共和党議員等は、20対1の票差で同案に反対票を投じた)¹⁴。そして、同法案は、賛成321、反対101の多数で可決された。

「Markey 修正案」の最大の特徴は、その§201(a)によって1996年電気通信法に導入される、§715「ネットワークの中立性」によって、ネットワークの中立性の維持を目的として、各々のブロードバンド・ネットワーク・プロバイダーに対して賦課される義務に存在する。§715(b)(2)は、「トラフィック/通信量」(=‘traffic’)の差別化の禁止を規定する。そして、§715(b)(3)は、トラフィック/通信量の高速化に必要な費用の(特に非ネットワーク系の IT 事業者に対する)追加的要求の禁止及び同様の種類のデータに対する平等な取扱いを規定する。これらの義務は、非ネットワーク系の IT 事業者が、従来と同様に、世界中のインターネットの物理的基盤を利用することを可能とするものであった。しかし、これらの規定は、H.R. 5252 (RFS) では、採用されなかった¹⁵。

その後、同年6月28日、同法案は、下院によって受理された後に、上院の「商務、科学及び運輸委員会」(=‘the Committee on Commerce, Science, and Transportation’)に委ねられている。

H.R. 5252 (RS)「高度電気通信及び機会改革法」(=‘the Advanced Telecommunications and Opportunities Reform Act’)又は「2006年通信法」(=‘the Communications Act of 2006’)¹⁶は、連邦議会上院に提出されたブロードバンド政策に関する法案の中で、最も重要なものである。同法案は、当初は、S. 2686(IS)「1934年通信法の改正及びその他を目的とする法律」(=‘A BILL To amend the Communications Act of 1934 and for other purposes’) (その簡略化された表題は、「2006年通信、消費者の選択、及びブロードバンド提供法」(=‘the Communications, Consumer’s Choice, and

14 Markey 下院議員は、当該法案の最終案には、共同提案者として参加していない。

15 これらの規定の意義については、紙面の都合で省略する。例えば、拙稿・前掲注(7)[3.x]等を参照のこと。

16 H.R. 5252 (RS), 109th Cong., 2nd Sess. (2006).

Broadband Deployment Act of 2006'))¹⁷ として、アーカンソー州選出の共和党上院議員 Ted Stevens 氏らによって、2006年5月1日に上院の「商務、科学及び運輸委員会」(=‘the Committee on Commerce, Science, and Transportation’) に提出された。共同提出者は、ハワイ州選出の民主党上院議員 Daniel K. Inouye 氏である。

同法案は、14箇編、すなわち、第I編「テロリズムとの戦い」、第II編「ユニバーサル・サービス改革；相互接続」、第III編「フランチャイジング・プロセス/過程の簡素化」、第IV編「ビデオ・コンテンツ」、第V編「地方自治体によるブロードバンド」、第VI編「無線イノベーション・ネットワーク」、第VII編「デジタル・テレビジョン」、第VIII編「児童/未成年者の保護」、第IX編「インターネットの消費者の権利章典法」、第X編「雑則」、第XI編「ローカル・コミュニティ・ラジオ法」、第XII編「携帯電話税に関する覚え書き」、第XIII編「携帯電話の同一性確認の真実性」及び第XIV編「周辺地域における無線及びブロードバンド・サービス」から構成される。

下院法案である H.R. 5252(RFS)と同様に、上院法案である H.R. 5252(RS) (当初の S. 2686(IS)) は、連邦通信法の大幅な改正を目的とするものである。第I編は、テロリズムとの戦いとの関連で、特に緊急電話サービスの提供義務を通信事業者に賦課する。第II編は、ユニバーサル・サービス・プログラムを、全ての通信サービスのプロバイダーが当該基金に貢献することを確保することによって、それを安定させる一方で、会計監査及び品質のマトリックスの基準によって、責任を回復することによって、当該プログラムを更新する。また、サービスが提供されていない地域にブロードバンド・サービスを提供する5億合衆国ドルの勘定を確立する目的で、ユニバーサル・サービス基金を利用する規定を含む。第III編は、電話会社が、消費者へのビデオ・サービスの提供を追求する際に従事しなければならない手続きを簡素化する。第IV編は、デジタル・コンテンツの保護を目的として、「音声・映像フラグ」(=‘video and audio flag’)の使用を義務付ける。なお、下院法案である H.R. 5252 (RFS)には、音声・映像フラグに関する規定は導入されていない。第V編は、地方自治体によるブロードバンド・サービスの提供の許可を与える一方で、州が、当該サービスの提供を禁止してはならないと規定する。また、当該サービスの提供に際しての入札手続きについても規定する。第VI編は、割当てがなされておらず、かつ、ライセンスが付与されていない、テレビジョン放送のチャンネルの周波数の、ライセンスを必要としない、非排他的な使用を可能とする目的で、FCCに対して、この様な周波数の使用を可能とする機器の認証に関する規則制定手続きを完了することを要求する。第VII編は、デジタル・テレビジョンへの移行に必要な事項について規定する。第VIII編は、罰則の厳格化を中心に、児童/未成年者の保護を目的とする規則を強化する。第IX編は、インターネットの消費者の権利について規定する。第X編は、雑則である。第XI編は、地域社会におけるラジオ放送の維持を目的とする規定を定める。第XII編は、本法案の制定日から3年間、州又はその出先機関が、携帯電話に関して新たな裁量的な税を賦課することを禁止する。第XIII編は、携帯電話の同一性確認の真実性の確保を目的とする

17 S. 2686 (IS), 109th Cong., 2nd Sess. (2006).

規定を定める。第IV編は、周辺地域における無線及びブロードバンド・サービスの提供の促進に必要な事項について規定する。

H.R. 5252 (RS) の前身である S. 2686 の第IX編には、「ネットワークの中立性」という表題がつけられていた。その唯一の条であった§901には、「消費者にとって中立的なネットワーク」という表題が付けられていた。2006年5月19日、ノース・ダコウタ州選出の民主党上院議員 Byron L. Dorgan 氏及びメイン州選出の共和党上院議員の Olympia J. Snowe 女史等は、トラフィック/通信量の高速化に必要な費用の（特に非ネットワーク系の IT 事業者に対する）追加的要求の禁止を目的として、S. 2917 (IS) 「ネットワークの中立性の確保を目的として1934年通信法を改正する法案」(=‘A BILL To amend the Communications Act of 1934 to ensure net neutrality’)¹⁸ を提出した¹⁹。しかし、同年6月28日、上院の商務、科学及び運輸委員会において、Snowe 上院議員等によって行われた、ネットワークの中立性を目的とする規則を S. 2686 の第IX編に追加する提案は、11対11の投票で否決され²⁰、同日、S. 2686 は、15対7の投票で当該委員会を通過して、新たに H.R. 5252 (RS) という番号が付与された。

S. 2686 の委員会通過に際して、Stevens 上院議員は、「S. 2686 は、当該委員会の1年半以上の作業の成果である。」と述べ、また、「当該最終法案は、良き妥協を表現していると信じる。これは、真の両党連立の努力であった。」とも述べた²¹。彼の言葉に示される様に、上院の最終法案である H.R. 5252 (RS) の第IX編「インターネットの消費者の権利章典法」(=‘the Internet Consumer Bill of Rights Act’) は、当初の S. 2686 (IS) の第IX編「ネットワークの中立性」よりも広範な範囲にわたる消費者保護規定を導入する。しかし、その一方で、当初の S. 2686 (IS) の§901に定められていたトラフィック/通信量の高速化に必要な費用の（特に非ネットワーク系の IT 事業者に対する）追加的

18 S. 2917 (IS), 109th Cong., 2nd Sess. (2006).

19 S. 2917 (IS) は、ブロードバンド・インターネット・アクセス・サービス（同法で定義される文言では「ブロードバンド・サービス」）が情報サービスであることを前提としつつ、ネットワークの中立性の維持を目的として、1934年通信法の第I編を改正する点にもその特徴を有する。

20 ある法案が委員会を通過するためには、その議員の過半数の投票を必要とする。

21 Dorgan 上院議員等による修正案の否決に対しては、民主党議員を中心とする強い反対の声が存在する。Dorgan 上院議員とともに、ネットワークの中立性に関する条項の提案を行った Snowe 上院議員は、投票に先行して、当該法案の否決は、インターネットの開放された性質を破壊する、と述べた。また、ネットワークの中立性のより厳格な規則の導入を主張する者は、上院の総会が当該法案を取り上げる際に、当該文言を当該法案に追加することを再び試みると述べた、と報じられている。Bloomberg News, Senate Panel Rejects Rule on Access Fee, New York Times, June 29, 2006, *available at* <<http://www.nytimes.com/2006/06/29/technology/29tele.html?ex=1309233600&en=16613f8ffe9d9c26&ei=5090&partner=rssuserland&emc=rss>> (visited July 14, 2006).

22 U.S. Senate, Committee Approves Communications Reform Bill (rel. June 28, 2006), *available at* <http://commerce.senate.gov/public/index.cfm?FuseAction=PressReleases.Detail&PressRelease_id=248635&Month=6&Year=2006> (visited July 1, 2006).

求の禁止を目的とする規則は、下院法案である H.R. 5252 (RFS) と同様に、導入されなかった。

本法案は、本稿執筆の時点において、上院本会議での審理及び裁決を待つ状態にある。しかし、下院法案である H.R. 5252 (RFS) の内容と上院法案である H.R. 5252 (RS) (当初の S. 2686 (IS)) の内容との間に幾つかの差異が存在し、H.R. 5252が最終的に可決されるためには、両院協議会の開催が必要となることから、本会期における法案の可決は未知数である。

本稿の以下では、下院法案である H.R. 5252 (RFS)、その修正案である「Markey 修正案」、上院法案である H.R. 5252 (RS)、H.R. 5252 (RS) の当初の姿である S. 2686 (IS) の第IX編、及び S. 2917 (IS)、並びに FCC によるブロードバンド政策声明の概要の邦訳を掲載する。

HR 5252 RFS

第109連邦議会

第2会期

H. R. 5252

合衆国上院において

2006年6月12日

は、受理され、2回読み上げられ、(上院の) 商務、科学及び運輸委員会に付託されたブロードバンドのネットワーク及びサービスの提供を促進する法案。

は、アメリカ合衆国の連邦議会の上院及び下院の総会において、制定されるものとする、

§ 1. 簡略化された表題；目次。

(a) 本法は、「2006年通信の、機会、促進、及び強化法」(=‘the Communications Opportunity, Promotion, and Enhancement Act of 2006’) と引用することが出来る。

(省略)

第I編—— 全米ケーブル・フランチャイジング

(省略)

第II編—— ブロードバンド政策声明の強制

§ 201. ブロードバンド政策声明の強制。

1934年電気通信法の第VII編(47 U.S.C. 601 et seq.) は、その末尾に、以下の新たな条を追加することによって、改正される：

‘§ 715. ブロードバンド政策声明の強制.

- ‘(a) 権限— FCC は、FCC のブロードバンド政策声明及びそこに組み込まれた原則を強制する権限を有する。
- ‘(b) 強制—
 - ‘(1) 概して— 本条は、FCC によって、第IV編及び第V編のもとで強制されなければならない。FCC のブロードバンド政策声明又はそこに組み込まれた原則の違反は、本法の違反として取り扱われる。*訳注 (1)
 - ‘(2) 最大限の（財産の）没収罰— § 503の目的のために、本項の (1) 号に記された、適用され得る最大限の（財産の）没収罰は、各々の違反について、500,000合衆国ドルでなければならない。
 - ‘(3) 裁決権限— FCC は、ブロードバンド政策声明及びそこに組み込まれた原則の違反を主張する、如何なる不服申立ても裁決する排他的権限を有さなければならない。FCC は、本項のもとで、ある裁決手続きを、当該不服申立ての受理から90日以内に/までに完了しなければならない。ある裁決手続きを本条に従って完了するに際して、FCC が、その様な違反が発生したと判断する場合には、FCC は、当該法主体が、当該不服申立てに従って、ブロードバンド政策声明及びそこに組み込まれた原則を遵守することを要求する命令を採択する権限を有さなければならない。当該権限は、第IV編及び第V編のもとで本条を強制する (1) 号に特定された権限に追加的なものでなければならない。更に、FCC は、ブロードバンド政策声明又はそこに組み込まれた原則の違反を主張する不服申立ての裁決を目的とする手続きを採択する権限を有さなければならない。
 - ‘(4) 制限— (1) 号にかかわらず、ブロードバンド政策声明及びそこに組み込まれた原則を強制する FCC の権限は、(3) 号に記された、不服申立ての裁決を目的とする手続きを採択する権限を唯一の例外として、FCC が、ブロードバンド政策声明及びそこに組み込まれた原則の強制に関する、規則又は規制を、採択する又は施行する授權を含まない。
- ‘(c) 調査— 本条の制定日より180日以内に、FCC は、下院の「エネルギー及び商務委員会」(=‘the Committee on Energy and Commerce’) 及び上院の「商務、科学及び運輸委員会」(=‘the Committee on Commerce, Science, and Transportation’) に、ブロードバンド政策声明及びそこに組み込まれた原則が、獲得されているかについての調査を行い、かつ、提出しなければならない。*訳注 (2)
- ‘(d) (1) 解釈規則— 本条の如何なるものも、反トラスト法の適用可能性又は反トラスト法のもとで生じる請求を審理する合衆国の地方裁判所の管轄権を、修正し、阻害し、又は無効にするものと解釈されてはならない。
 - ‘(2) 反トラスト法の定義— 「反トラスト法」の語は、「クレイトン法」(=‘the Clayton Act’) の最初の条の (a) 項 (15 U.S.C. § 12 (a)) において、それに与えられる意味を有する。 但し、当該語は、不公正な競争方法に適用される範囲における「連邦取引委員会法」(=‘the Fair Trade Commission Act’) § 5 (15 U.S.C. 45) を含む。*訳注 (3)
- ‘(e) 定義— 本条の目的のために、「FCC のブロードバンド政策声明」とは、2005年 8 月 5 日に採択され、そして、2005年 9 月23日に公布された、政策声明、すなわち、In the Matters of Appropriate Framework for Broadband Access to the Internet over Wireline Facilities, and other Matters (FCC 05-151; CC

Docket No.02-33; CC Docket No.01-337; CC Docket Nos.95-20, 98-10; GN Docket No.00-185; CS Docket No.02-52).を意味する’.

*訳注 (1) 1934年連邦通信法の第IV編は「司法手続き及び行政手続きに関する規定」(=‘Procedural and Administrative Provisions’) を、第V編は「罰則—(財産の) 没収」(=‘Penal Provisions; Forfeitures’) を、各々規定する。

*訳注 (2) [解説] で前述した様に、上院法案である S. 2686 (その後の H.R. 5252 (RS)) が、アーカンソー州選出の共和党上院議員 Ted Stevens 氏らによって、上院の「商務、科学及び運輸委員会」(=‘the Committee on Commerce, Science, and Transportation’) に提出された。当該規定は、このことを考慮したものである。

*訳注 (3) H.R. 5252 (RFS) の § 201 によって導入される、1934年通信法 § 715 (d) (2) は、「ロビンソン-パットマン法」(=‘the Robinson-Patman Act’) として知られる1936年6月19日の法律を含まない。このことは、訳注 (6) で後述する様に、「Markey 修正案」との相違点の1つである。

第III編—— VoIP/911

(省略)

第IV編—— 地方自治体によるサービスの提供

(省略)

第V編—— ブロードバンド・サービス

§ 501. スタンド-アローンのブロードバンド・サービス.

1934年電気通信法の第VII編 (47 U.S.C. 601 et seq.) は、(本法の § 301 によって追加された) § 717 の後に、以下の新たな条を追加することによって、更に改正される：

‘§ 718. スタンド-アローンのブロードバンド・サービス.

‘(a) 禁止— ブロードバンド・サービス・プロバイダーは、加入者に対して、如何なるものであれ、当該プロバイダーが提供するブロードバンド・サービスの購入の条件として、如何なるものであれ、当該プロバイダーによって提供される、ケーブル・サービス、電気通信サービス、又は VoIP サービスを購入することを要求してはならない。

‘(b) 定義— 本条において：

‘(1) 「ブロードバンド・サービス」の語は、インターネットへ接続し、少なくとも1方向で少なくとも平均200KBpsの速度で情報を伝送する、2方向の伝送サービスを意味する。

‘(2) 「ブロードバンド・サービス・プロバイダー」の語は、如何なる技術によるものであれ、そして、報酬を目的として提供されるものであれ、明示的な利益と交換的に提供されるものであれ、又は無償で提供

されるものであれ、ブロードバンド・サービスを公衆に提供する目的で使用される、如何なる施設を、支配し、運営し、又は再販売し、かつ、支配する、人又は法主体を意味する。

‘(3) 「VoIP サービス」の語は、§ 716 (1) によって当該語に与えられる意味を有する。’ *訳注 (4)

§ 502. 電力線システムを経由するブロードバンドの潜在的な干渉の調査。

本法の制定日より90日以内に、FCC は、下院の「エネルギー及び商務委員会」(=‘the Committee on Energy and Commerce’) 及び上院の「商務、科学及び運輸委員会」(=‘the Committee on Commerce, Science, and Transportation’) に、電力線システムを経由するブロードバンドの潜在的な干渉の調査を行い、かつ、提出しなければならない。

*訳注 (4) 本法案によって導入される、1934年通信法§ 716 (1) は、以下の様に規定する。

‘§ 716. 緊急 (通信) サービス。

‘(1) VoIP サービス— 「VoIP サービス」の語は、以下の (様な) サービスを意味を有する——

‘(A) 報酬を目的として提供されるものであれ、又は無報酬で提供されるものであれ、TCP/IP プロトコル、又はその後身のプロトコルを使用する (音声通信が、VoIP サービス・プロバイダーによって、TCP/IP プロトコルへ又は TCP/IP プロトコルから変換され、そして、加入者に回線交換を使用することなく伝送される場合を含む) 「顧客の構内に設置される設備」 (=‘Customer Premises Equipment’) によって伝送される、実時間の 2 方向の音声通信サービスを提供し；

‘(B) 公衆に、又は直接公衆に効率的に利用可能とする類の利用者に対して、(バンドルされたサービスの一部であるか又は分離されているかにかかわらず) 提供され；及び

‘(C) 当該サービスが、「公衆電話交換網」 (=‘Public Switched Telephone Network’/PSTN) ヘトラフィック/通信量を発信すること、及びそこからトラフィック/通信量を着信すること、が可能な性能を有するもの。

第VI編—— シームレス・モビリティ

(省略)

□

「Markey 修正案」: H.R. 5252 (RFS) の第 II 編に代替することを意図して提出された修正案

マサチューセッツ州選出の下院議員 Markey 氏又は彼による被指名人によって、提出される修正、これに対しては、20分間の議論が可能である: *訳注 (5)

本法案の§ 201を削除し、以下を挿入する:

§ 201. ネットワークの中立性。

(a) 改正.— 1934年通信法の第Ⅶ編(47 U.S.C. 601 et seq.)は、その末尾に、以下の新たな条を追加することによって、改正される：

“§ 715. ネットワークの中立性.

“(a) 政策.— 合衆国の政策は、以下のとおりである—

“(1) インターネット上の商取引が依存する、インターネット及びインターネット・サービスのために現在存在している、活力ある競争的な自由市場を維持し強化すること；

“(2) インターネットの開放され、相互接続される性質、並びに消費者への力の付与及び消費者による選択を維持し促進すること；

“(3) 革新、投資、並びに、ネットワーク・プロバイダー間の競争と同様に、アプリケーション、コンテンツ及びサービスのプロバイダーを、育成すること；

“(4) 革新、消費者保護、及び市場の確実性を保護する、本条の要求の強力かつ即座の強制を確保すること；及び

“(5) インターネット、及び消費者が、インターネットを経由して、コンテンツ、アプリケーション及びサービスにアクセスすることを可能とするサービス、の安全/セキュリティ及び信頼性を維持すること.

“(b) 概して.— 各々のブロードバンド・ネットワーク・プロバイダーは、以下の義務を負う—

“(1) 如何なるものであれ、インターネットを経由して、合法的なコンテンツ、アプリケーション、又はサービスに、アクセスし、使用し、送信し、受信し、又は提供する目的でブロードバンド接続を使用するもの能力を、遮断し、阻害し、低下し、それに対する差別を行い、又は干渉する、ことがないこと；

“(2) 自らのブロードバンド・ネットワークを、非差別的なやり方で運営し、如何なるものに対しても、当該プロバイダー自身又は関連当事者に差し出す性能と同等又はそれ以上の性能で、かつ、当該非差別的なネットワーク運営に対する課金を賦課することなく、当該ブロードバンド・ネットワークを通過して又は経由して、コンテンツ、アプリケーション及びサービスを、与える又は提供することを可能とすること；

“(3) 当該プロバイダーが、ある特定の種類のデータに対して、強化されたサービスの品質を優先する又は与える場合には、(当該データの出所にかかわらず)その種類のデータの全てに対して、当該優先又は強化されたサービスの品質に対する追加料金又はその他の対価/代金を賦課することなく、強化されたサービスの品質を優先する又は与えること；

“(4) あるユーザーが、当該運営者/オペレーターのネットワークに対して、当該ネットワークに物理的な被害をもたらさず、当該ネットワークの権限なき使用を行わず、又はその他のユーザーの当該ネットワークの利用に重大な低下をもたらさない、如何なる機器を接続し、使用することを可能とすること；及び

“(5) ユーザーに対して、平易な言葉で、彼らのブロードバンド接続についての、速度、性質、及び制限についての正確な情報を、明白かつ顕著に公開すること.

“(c) 留保される権利及び例外.— 本条の如何なるものも、ブロードバンド・ネットワーク・プロバイダーが、以下の目的で、合理的かつ非差別的な手段を執ることを妨げるものではない—

“(1) 当該ネットワーク及びブロードバンド・ネットワーク・サービスの安全/セキュリティを保護する目的で、自らのブロードバンド・ネットワークの機能を運営すること、但し、当該運営が、当該ネットワーク

上の、コンテンツ、アプリケーション、又はサービスの提供者である、当該ブロードバンド・ネットワーク・プロバイダーとの提携/関係に依存しない限りにおいて；

- “(2) 帯域の定義された水準及び異なる価格において、ユーザーに対して、多様なサービス・プランを提供すること；
- “(3) ユーザーが、当該サービスを拒否し得る又は作動不能とし得る限りにおいて、消費者保護サービス（非招請商業用電子メッセージの防止、両親による統制/コントロール、又はその他の類似の性能を含む）を提供すること、又はケーブル・サービスを提供すること；
- “(4) 緊急通信及び遠隔医療サービスに対して、優先を与えること；又は
- “(5) 連邦法若しくは州法の如何なる違反も防止すること、又は、裁判所に命じられた法執行の指令を遵守すること。
- “(d) 迅速な不服申立過程。— 本条の制定日より180日以内に、FCCは、本条の違反を主張する如何なる不服申立てに対する迅速な審査を提供する規制を定めなければならない。当該規制は、FCCが、如何なるものであれ、ある不服申立てに含まれる判断を求める要求について、当該不服申立ての提出の日から30日以内に/までに「終局命令」（＝‘final order’）を公布する要件を含めなければならない。
- “(e) 定義。— 本条での使用において：
- “(1) ブロードバンド・ネットワーク・プロバイダー。— 「ブロードバンド・ネットワーク・プロバイダー」の語は、如何なる技術によるものであれ、そして、報酬を目的として提供されるものであれ、明示的な利益と交換的に提供されるものであれ、又は無償で提供されるものであれ、ブロードバンド・ネットワーク・サービスを公衆に提供する目的で使用される、如何なる施設を、所有し、支配し、運営し、又は再販売し、かつ、支配する、人又は法主体を意味する。
- “(2) ブロードバンド・ネットワーク・サービス。— 「ブロードバンド・ネットワーク・サービス」の語は、インターネットへ接続し、少なくとも1方向で少なくとも平均200KBpsの速度で情報を伝送する、2方向の伝送サービスを意味する。
- “(3) ユーザー。— 「ユーザー」の語は、如何なるものであれ、報酬を目的として提供されるものであれ、明示的な利益と交換的に提供されるものであれ、又は無償で提供されるものであれ、ブロードバンド・ネットワーク・サービスを受け、かつ、使用する、人を意味する。
- (b) 除外規定。— 本条の如何なるものも、1996年電気通信法§ 602 (e) (4) に定義される語であるところの、反トラスト法の適用可能性を、修正し、阻害し、又は無効にするものと解釈されてはならない。*訳注 (6)

本法案の第II編の表題において、「ブロードバンド政策声明の強制」を削除し、「ネットワークの中立性」を挿入する。

目次を（前述のことに）応じて一致させよ。

*訳注 (5) 「Markey 修正案」は、下院法案である H.R. 5252 (IH) の修正案であるため、その内容は、当該法案の存在が前提となっている。このことが、一部の文言に反映されている。

*訳注 (6) 1996年電気通信法§ 602 (e) (4) は、以下の様に規定する。

§ 601 (e) (4) 反トラスト法。— 「反トラスト法」の語は、「クレイトン法」(=‘the Clayton Act’)の最初の条の(a)項(15 U.S.C. § 12 (a))において、それに与えられる意味を有する。但し、当該語は、一般的には「ロビンソン-パットマン法」(=‘the Robinson-Patman Act’)として知られる1936年6月19日付けの法律(49 Stat. 1526; 15 U.S.C. 13 et seq.)、及び不公正な競争方法に適用される範囲における「連邦取引委員会法」(=‘the Fair Trade Commission Act’) § 5 (15 U.S.C. 45)を含む。

H.R. 5252 (RFS) の§ 201によって導入される、1934年通信法§ 715 (d) (2)とは異なって、「Markey 修正案」§ 201 (b)の規定は、ロビンソン-パットマン法を含む。

□

HR 5252 RS

Calendar No.652

第109連邦議会

第2会期

H. R. 5252

[Report No.109-355]

合衆国上院において

2006年6月12日

は、受理され、2回読み上げられ、(上院の) 商務、科学及び運輸委員会に付託された

2006年9月29日

Stevens氏によって、修正とともに提出された

[制定以後の規定を全て削除し、当該部分をイタリックの印刷で挿入せよ]

ブロードバンドのネットワーク及びサービスの提供を促進する法案。

は、アメリカ合衆国の連邦議会の上院及び下院の総会において、制定されるものとする、

§ 1. 簡略化された表題。

本法は、「高度電気通信及び機会改革法」(=‘the Advanced Telecommunications and Opportunities Reform Act’)又は「2006年通信法」(=‘the Communications Act of 2006’)と引用することが出来る。

(省略)

第I編—— テロリズムとの戦い

(省略)

第II編—— ユニバーサル・サービス改革；相互接続

(省略)

第III編—— フランチャイジング・プロセス/過程の簡素化
(省略)

第IV編—— ビデオ・コンテンツ
(省略)

第V編—— 地方自治体によるブロードバンド
(省略)

第VI編—— 無線イノベーション・ネットワーク
(省略)

第VII編—— デジタル・テレビジョン
(省略)

第VIII編—— 児童/未成年者の保護
(省略)

第IX編—— インターネットの消費者の権利章典法

§ 901. 簡略化された表題。

本編は、「2006年インターネットの消費者の権利章典法」(=‘the Internet Consumer Bill of Rights Act of 2006’)として引用することが出来る。

§ 902. 認定。

連邦議会は、FCC が以下を追求するべきであると認定する—

- (1) インターネット上における考え/アイデア及び情報の自由な流れを維持すること；
- (2) インターネット上における公共の「言葉による思想の伝達」(=‘discourse’)を促進すること；
- (3) 連邦又は州の規制に束縛されない、インターネット及びその他の双方向コンピュータ・サービスのために現在存在している、活力ある競争的な自由市場を維持すること；
- (4) ビジネス・モデルの多様性によって、インターネット・ネットワーク及びアプリケーションの市場における、投資及び革新を助長すること；及び
- (5) 全国的なブロードバンド・ネットワークの提供を促進すること。

§ 903. 消費者のインターネットの権利章典。

- (a) 概して、一本編に別段の定めなきかぎり、インターネット・サービスに関して、各々のインターネット・

サービス・プロバイダーは、各々の加入者が、以下を行う許可を与えなければならない—

- (1) 加入者の選択による、如何なる合法的なインターネット上のコンテンツにアクセスし、「ポストする/投稿する」(='post') こと；
 - (2) 加入者の選択による、如何なるウェブ・ページにアクセスすること；
 - (3) 加入者の選択による、如何なる音声のアプリケーション、ソフトウェア又はサービスにアクセスし、作動させる権利を有すること；
 - (4) 加入者の選択による、如何なるビデオのアプリケーション、ソフトウェア又はサービスにアクセスし、作動させる権利を有すること；
 - (5) 加入者の選択による、如何なる電子メールのアプリケーション、ソフトウェア又はサービスにアクセスし、作動させる権利を有すること；
 - (6) 加入者の選択による、如何なる「検索エンジン/サーチ・エンジン」(='search engine') にアクセスし、作動させる権利を有すること；
 - (7) 加入者の選択による、如何なるその他のアプリケーション、ソフトウェア又はサービスにアクセスし、作動させる権利を有すること；
 - (8) 加入者の選択による、如何なる適法の機器を、当該機器がインターネット・サービス・プロバイダーのネットワークに損害を与えない場合には、当該加入者のインターネット・アクセス設備に接続すること；及び
 - (9) 公衆に提供される如何なるインターネット・サービスの、見込まれる、速度、性能、制限、及び価格設定について、平易な言葉で、明白かつ顕著な情報を受領すること。
- (b) インターネットへの不干涉。— 加入者は、(a) 項に列挙された権利の如何なるものも行使することが出来る—
- (1) 法によって特定の権限が付与される場合を除いて、如何なる、連邦、州、又は地方政府から干渉を受けることなく；
 - (2) 法による別段の定めなきかぎり、インターネット・サービス・プロバイダーの干渉を受けることなく；
 - (3) 如何なる適法の目的のために；及び
 - (4) 当該加入者が購入したインターネット・サービスの制限に従って。

§ 904. (合衆国憲法) 修正第1の適用。

合衆国憲法修正第14によって、州に適用される、合衆国憲法修正第1と調和して—

- (1) 如何なる、連邦、州、又は地方政府も、インターネット上のコンテンツを、法によって特定の権限が付与されない限り、当該コンテンツにおいて示された、宗教的考え、政治的考え、又は如何なるものであれ、その他の考え故に、限定、制限、禁制、禁止、又は別のやり方で規制してはならない；及び
- (2) 州際通商に従事する、如何なるインターネット・サービス・プロバイダーも、インターネット上のコンテンツを、法によって特定の権限が付与されない限り、当該コンテンツにおいて示された、宗教的考え、政治的考え、又は如何なるものであれ、その他の考え故に、限定、制限、禁制、禁止、又は別のやり方で規制してはならない。

§ 905. スタンド-アローンのインターネット・サービスが公衆に対して提供されなければならない。

インターネット・サービス・プロバイダーは、如何なるものであれ、潜在的な加入者に対して、当該プロバイダーが提供する如何なるインターネット・サービスも、当該加入者が、当該インターネット・サービス・プロバイダーによって提供される、如何なる、電気通信サービス、情報サービス、IP が可能とする音声サービス、ビデオ・サービス、又はその他のサービス、を購入する又は使用することを要求することなく、提供しなければならない。

§ 906. ネットワークの安全/セキュリティ、ワーム、ウィルス、「サービス不能(攻撃)/サービス妨害(攻撃)」(=‘Denial of Service’)、両親による統制/コントロール、及び児童ポルノグラフィ。

インターネット・サービス・プロバイダーは、以下を行うことが可能である—

- (1) 当該プロバイダーのネットワーク若しくは施設の、如何なる加入者のコンピュータの、又は如何なるサービスの、安全/セキュリティ、プライバシー、又はインテグリティを、以下を含む方法によって保護すること—
 - (A) ワーム又はウィルスを阻止すること；又は
 - (B) 「サービス不能 (攻撃)/サービス妨害 (攻撃)」 (=‘Denial of Service’) を防止すること；
- (2) 診断、技術的サポート/テクニカル・サポート、維持/メンテナンス、ネットワークの管理、又は当該プロバイダーのネットワーク若しくはサービスの修復、を助成すること；
- (3) 当該プロバイダーのネットワーク又はサービスの、権限のない、詐欺的な又はそうでない場合には不法な使用を防止する又は探知すること；
- (4) 児童ポルノグラフィを含む、連邦法又は州法が明示的に阻止の権限を付与する、コンテンツ、アプリケーション、又はサービスへのアクセスを阻止すること；
- (5) 消費者に、以下を含む、両親による統制/コントロールのアプリケーション、機器、又はサービスを提供すること—
 - (A) 猥褻な又は成年者向けのコンテンツをともなうウェブサイトへのアクセスを阻止すること；
 - (B) 一般的な格付け/レーティングにもとづいて、ビデオ・コンテンツの表示を阻止すること；又は
 - (C) 「家族にやさしいサービスの階層」 (=‘family friendly tier of service’) を提供すること；及び
- (6) 加入者が、当該加入者の要求で、阻止された、コンテンツ、アプリケーション、又はサービスを、有することを決定する許可を与えること。

§ 907. 強制。

- (a) 概して、— FCC は、規則によって、裁決強制手続きを制定しなければならず、そのもとでは—
 - (1) 如何なるものであれ、§ 903の要求の違反によって、被害を受けた加入者は、FCC が定め得る様な方式及び方法で、不服申立ての手続きを行うことによって、強制訴訟を開始することが出来る；及び
 - (2) FCC は、告知及び審理の機会の後に、如何なる善意の不服申立てに関して、当該不服申立てが受理された日から120日以内に/までに判断を行わなければならない。
- (b) 違反に対する罰、— 如何なるものであれ、本編の如何なる規定に違反する人は、1934年通信法の第IV編

及び§ 503のもとで、FCCによる強制訴訟に服する。§ 503にしたがって、その様な違反に対して賦課される如何なる（財産の）没収の目的のために、本編の違反に対する最大限の（財産の）没収は、当該違反の各々について、500,000合衆国ドルでなければならない。

- (c) エクイティ上の救済は利用可能である。— 本編の違反の不服申立てに対して、FCCは、以下を行い得る—
- (1) 差止命令又は一方的緊急差止命令を公布すること；又は
 - (2) それ以外の、FCCが適切であると判断するエクイティ上の救済を、提供すること。

§ 908. FCCは命令の公布を禁止される。

§ 907 (a) に記される場合を除いて、FCCは、以下を行ってはならない—

- (1) 如何なるものであれ、本編を施行する規制を公布すること；又は
- (2) § 907 (a) のもとでの裁決過程によって、インターネット・サービス・プロバイダーに賦課される義務を拡大又は修正すること。

§ 909. FCCによる再考。

(a) 概して、— 本法の制定日より1年以後、FCCは、毎年、上院の「商務、科学及び運輸委員会」(=‘the Committee on Commerce, Science, and Transportation’) 及び下院の「エネルギー及び商務委員会」(=‘the Committee on Energy and Commerce’) に対して、以下のことに関して、報告しなければならない—

- (1) インターネットの「トラフィック/通信量」(=‘traffic’) の、「プロセッシング」(=‘processing’)、「ルーティング」(=‘routing’)、「ピアリング」(=‘peering’)、「伝送」(=‘transport’)、及び「接続」(=‘interconnection’) における発展；
 - (2) 如何にして、当該発展が、公共インターネットを経由する情報の自由な流れ、並びに公共インターネットを使用する消費者及び小規模な事業者の体験に影響を与えるか；
 - (3) インターネット・サービス・プロバイダーとアプリケーション及びオンライン・ユーザー・サービスのプロバイダーとの事業関係；及び
 - (4) 公共インターネット及び私的インターネットの提供の発展、並びにそれを經由して入手可能なサービス。
- (b) 決定及び勧告。— FCCは、(a) 項のもとで、FCCが適切であると判断する勧告を行わなければならない。

§ 910. 例外。

本編の如何なるものも、以下を行ってはならない—

- (1) インターネット・サービス・プロバイダーが、ブロードバンド・サービスとの関連において、広告を表示することを排除すること；又は
- (2) 1934年電気通信法の第VI編 (47 U.S.C. 521 et seq.) のもとで提供されるビデオ・サービスの様に、インターネット・サービスが最も主要なサービスでないサービスに適用されること。

§ 911. FCC はブロードバンドの速度を再検討する。

本法の制定日より90日以内、及びそれ以後2年毎に、FCCは、以下のデータ(伝送)速度を反映する目的で、ブロードバンドの定義を改訂しなければならない—

- (1) FCCの「(連邦通信法) § 706 報告書」(=‘Section 706 Report’) (14 FCC Rec. 2406) に定められた200 KBpsの基準より大きな；及び
- (2) 本法の制定日及びそれ以後、FCCによる再考の日において、公衆に一般的に入手可能なブロードバンド通信サービスのデータ(伝送)速度と整合性を有する。

§ 912. 緊急通信の保護。

インターネット・サービス・プロバイダーは、連邦、州、及び地方の緊急事態の場合に、並びにその他の公共の安全及び自国の安全の必要又は要求のために、必要とされるその他の優先水準と整合性を有するやり方で、適時かつ効率的な緊急通信を確保する目的で、技術的に容易である範囲において、911及びE-911緊急通信を、優先しなければならない。

§ 913. 定義。

本編において：

- (1) インターネット・サービス。— 「インターネット・サービス」の語は、如何なるものであれ、直接公衆に対して、公共インターネットへのアクセスを提供するサービスを意味する。
- (2) 加入者。— 「加入者」の語は、インターネット・サービスを購入する、小売りのエンド・ユーザーを意味する。

第X編—— 雑則

(省略)

第XI編—— ローカル・コミュニティ・ラジオ法

(省略)

第XII編—— 携帯電話税に関する覚え書き

(省略)

第XIII編—— 携帯電話の同一性確認の真実性

(省略)

第XIV編—— 周辺地域における無線及びブロードバンド・サービス

(省略)

□

当初の S. 2686 (IS) からの抜粋

第IX編—— インターネットの中立性

§ 901. 消費者にとって中立的なネットワーク.

- (a) 概して— 本法の制定日より1年以後、FCCは、毎年、上院の「商務、科学及び運輸委員会」(='the Committee on Commerce, Science, and Transportation')及び下院の「エネルギー及び商務委員会」(='the Committee on Energy and Commerce')に、5年間、以下のことに関して、報告しなければならない——
- (1) インターネットの「トラフィック/通信量」(='traffic')の、「プロセッシング」(='processing')、「ルーティング」(='routing')、「ピアリング」(='peering')、「伝送」(='transport')、及び「接続」(='interconnection')における発展；
 - (2) 如何にして、当該発展が、公共インターネットを経由する情報の自由な流れ及び公共インターネットを使用する消費者の体験に影響を与えるか；
 - (3) ブロードバンド・サービス・プロバイダーとアプリケーション及びオンライン・ユーザー・サービスとの事業関係；及び
 - (4) 公共インターネット及び私的インターネットの提供の発展、並びにそれを経由して入手可能なサービス.
- (b) 決定及び勧告— FCCが、如何なるものであれ、(a)項に記された事項に関する顕著な問題が存在すると決定する場合には、FCCは、(a)項のもとにおける、その次の年次報告書において、FCCが、消費者が、公共インターネットを経由して、購入する帯域及び法執行機関の必要に服して、合法的なコンテンツにアクセスすること、及びインターネット・アプリケーション及びサービスを作動させること、が可能であることを確保するために必要であり、かつ、適切であると考える勧告を行わなければならない。FCCは、適切な法執行の仕組みを目的とする勧告を含めなければならないが、FCCに対する追加的な規則制定の権限を勧告してはならない。

□

S 2917 IS

第109連邦議会

第2会期

S 2917

ネットワークの中立性の確保を目的として1934年通信法を改正する (法案)。

合衆国上院において

2006年5月19日

Snowe 女史(彼女自身、Dorgan 氏、Inouye 氏、Wyden 氏、Leahy 氏、Boxer 女史、Obama 氏、及び Clinton 女史)は、以下の法案を提出し、それは、2回読み上げられ、(上院の)商務、科学及び運輸委員会に付託さ

れた

ネットワークの中立性の確保を目的として1934年通信法を改正する法案。

は、アメリカ合衆国の連邦議会の上院及び下院の総会において、制定されるものとする、

§ 1. 簡略化された表題。

本法は、「インターネット自由保護法」(=‘the Internet Freedom Preservation Act’) と引用することが出来る。

§ 2. インターネットの中立性。

1934年通信法の第 I 編 (47 U.S.C. 151 et seq.) は、その末尾に、以下を追加することによって、改正される：

‘§ 12. インターネットの中立性。

‘(a) ブロードバンド・サービス・プロバイダーの義務— 如何なるものであれ、公衆に提供されるブロードバンド・サービスに関して、各々のブロードバンド・サービス・プロバイダーは、以下のことを行わなければならない——

‘(1) 如何なるものであれ、ブロードバンド・サービスを、インターネットを経由して入手可能とされる、如何なる合法的な、コンテンツ、アプリケーション、又はサービスに対して、アクセスし、使用し、送信し、ポストし/投稿し、受信し、又は提供する目的で使用するものの能力に対して、遮断し、干渉し、(それ) に対する差別を行い、阻害し、又は低下させないこと；

‘(2) ユーザーが、当該ブロードバンド・サービス・プロバイダーのネットワークに対して、如何なる機器を接続する又は使用することを禁止しない又は妨害しないこと、但し、当該機器が、その他の加入者による当該ネットワークの使用に、物理的に損害を与えない又は相当に低下させない場合に限る；

‘(3) 各々のユーザーに対して、当該ユーザーによるインターネットへのアクセス、並びに当該ユーザーのブロードバンド・サービスの速度、性質、及び制限についての情報を、提供する及び入手可能とすること；

‘(4) インターネットを経由して入手可能とされる、如何なる、コンテンツ、アプリケーション、又はサービスが、以下の基準で、差し出され、提供され、又はポストされる/投稿されること——

‘(A) サービスの品質、アクセス、速度、及び帯域に関するものを含めて、合理的、かつ、非差別的であること；

‘(B) 当該ブロードバンド・サービス・プロバイダーが、公共インターネットを経由して当該ブロードバンド・サービス・プロバイダーのネットワークに入手可能とされる、「関連会社」(=‘affiliated’) の、コンテンツ、アプリケーション、又はサービスに差し出す、サービスの品質、アクセス、速度、及び帯域と、少なくとも同等であること；及び

‘(C) インターネットを経由して当該ブロードバンド・サービス・プロバイダーのネットワークに入手可能とされる、コンテンツ、アプリケーション、又はサービスの類型にもとづいて、料金を賦課しないこと；

‘(5) インターネットを経由して当該ブロードバンド・サービス・プロバイダーのネットワーク内部で入手可

能とされる、あるユーザーによってアクセスされる、コンテンツ、アプリケーション、又はサービスを、コンテンツ、アプリケーション、又はサービスの類型及び当該ユーザーによって購入されるサービスの水準/レベルにもとづいてのみ優先し、当該優先に対して料金を賦課しないこと；及び

- ‘(6) 本条の遵守を妨げる又は遅らせる、ネットワークの、仕様、機能、又は性能を、導入しない又は利用しないこと。
- ‘(b) ある一定の管理及び事業に関連する実務— 本条の如何なるものも、あるブロードバンド・サービス・プロバイダーが、如何なる行動に従事することを禁止するものと解釈されてはならない、但し、当該行動が、(a) 項の要求と整合性を有することを条件とする、それらは、以下を含む—
 - ‘(1) コンテンツ、アプリケーション、又はサービスの源又は所有にもとづいて区別しないやり方で、当該ブロードバンド・サービス・プロバイダーのネットワーク上のユーザーのコンピュータの安全/セキュリティを保護する、又は、当該ネットワークを運営すること；
 - ‘(2) 各々のユーザーに対して、コンテンツ、アプリケーション、又はサービスの源又は所有にもとづいて区別しないブロードバンド・サービスを、帯域の定義された水準又はあるユーザーの接続を経由するデータの流れの実際の品質にもとづく異なる価格において、直接提供すること；
 - ‘(3) 各々のユーザーが、当該ユーザーの、提供される消費者保護性能を個々に拒絶する又は作動不能とする能力についての明白かつ正確な事前の告知を提供される場合には、(猥褻な又は望まれていないコンテンツを目的とする両親による統制/コントロール、非招請商業用電子メッセージの防止を目的とするソフトウェア、又はその他の同様の性能を含む) 消費者保護サービスを提供すること；
 - ‘(4) 当該ブロードバンド・サービス・プロバイダーによって提供されるサービスの、ある加入者による (契約の) 条項の違反を処理すること、但し、当該 (契約の) 条項が、(a) 項の要求と整合性を有することを条件とする；又は
 - ‘(5) 法による別段の要求がなされる場合には、連邦又は州の法の如何なる違反も防止すること。
- ‘(c) 例外— 本条の如何なるものも、当該サービスの提供又は伝送に使用される物理的な伝送施設にかかわらず、第 VI 編のもとで規制される如何なるサービスにも適用されない。
- ‘(d) スタンドアロンのブロードバンド・サービス— ブロードバンド・サービス・プロバイダーは、加入者に対して、当該ブロードバンド・サービス・プロバイダーによって提供される、如何なるブロードバンド・サービスの購入の条件として、如何なる、ケーブル・サービス、電気通信サービス、又は「IP が可能とする音声サービス」(=‘IP-enabled voice service’) を購入することを要求してはならない。
- ‘(e) 施行— インターネット自由保護法の制定日から180日以内に/までに、FCC は、本条を施行する目的で、規則を定めなければならない、それらは—
 - ‘(1) 如何なる被害者にも、FCC に、本条の如何なる違反に関する不服申立ての手続きをとることを許可すること；及び
 - ‘(2) 十分な理由が示されないかぎり、当該不服申立ての手続きがとられた日から90日以内に/までに、(1) 号に記された如何なる不服申立ての解決を含む、本条の目的と整合性を有する、強制手続き及び迅速な裁決審査手続きを制定すること。
- ‘(f) 強制—

- ‘(1) 概して— FCC は、第V編のもとで、本条の遵守を強制しなければならない、但し、以下を除く——
- ‘(A) 如何なる（財産の）没収責任も、§ 503 (b) のもとで、如何なる人に対して、当該人が、§ 503 (b) (3) 及び§ 503 (b) (4) によって要求される告知を受けないかぎり、決定されてはならない；及び
- ‘(B) § 503 (b) (5) の規定は、適用されない。
- ‘(2) 特定命令— 本法のもとで提供される、如何なるその他の救済に追加的に、FCC は、如何なる適切な命令を公布することが出来る、それらは、ブロードバンド・サービス・プロバイダーに、以下を指示する命令を含む——
- ‘(A) 不服申立てを行う当事者に対して、本法の又は本法のもとでの規則の違反に対する損害賠償を支払うこと；又は
- ‘(B) 本条の規定を強制すること。
- ‘(g) 定義— 本条においては、以下の定義が適用されなければならない：
- ‘(1) 関連会社—「関連会社」の語は、以下を含む——
- ‘(A) その他の人（直接的若しくは間接的に）所有する若しくは支配する、その他の人によって、所有される若しくは支配される、又は、その他の人とともに、共同の所有若しくは支配のもとにある、人；又は
- ‘(B) コンテンツ、アプリケーション、又はサービスのプロバイダーとの、当該コンテンツ、アプリケーション、又はサービスへのアクセス又は流通に関する契約又はその他の取り決めを有する人。
- ‘(2) ブロードバンド・サービス— 「ブロードバンド・サービス」の語は、以下の、2方向の伝送を意味する——
- ‘(A) 使用される物理的な伝送施設にかかわらず、インターネットへ接続し；及び
- ‘(B) 少なくとも1方向で少なくとも平均200KBpsの速度で情報を伝送するもの。
- ‘(3) ブロードバンド・サービス・プロバイダー— 「ブロードバンド・サービス・プロバイダー」の語は、報酬を目的として提供されるものであれ、又は無償で提供されるものであれ、ブロードバンド・サービスを公衆に提供する目的で使用される、如何なる施設を、支配し、運営し、又は再販売し、かつ、支配する、人又は法主体を意味する。
- ‘(4) IPが可能とする音声サービス— 「IPが可能とする音声サービス」の語は、TCP/IPプロトコル、又はその後身のプロトコルを使用する「顧客の構内に設置される設備」（＝‘Customer Premises Equipment’）によって、（バンドルされたサービスの一部であるか又は分離されているかにかかわらず）報酬を目的として伝送され、サービスが、「公衆電話交換網」（＝‘Public Switched Telephone Network’/PSTN）へトラフィック/通信量を発信すること、及びそこからのトラフィック/通信量を着信すること、が可能な接続性能を有する様な、公衆に、又は直接公衆に効率的に利用可能とする類のユーザーに対して提供される、実時間の2方向の音声通信サービスの提供を意味する。
- ‘(5) ユーザー— 「ユーザー」の語は、如何なるものであれ、ブロードバンド・サービス経由で、報酬を目的として提供されるものであれ、明示的な利益と交換的に提供されるものであれ、又は無償で提供されるものであれ、インターネット・サービスを受けて、そして、利用する、家庭内の又は事業者の加入者を意味する。’

§ 3. コンテンツ、アプリケーション、及びサービスの配信についての報告。

本法の制定日から270日以内に/までに、及びそれ以後毎年、FCC は、以下についての報告書を、上院の「商務、科学及び運輸委員会」(=‘the Committee on Commerce, Science, and Transportation’) 及び下院の「エネルギー及び商務委員会」(=‘the Committee on Energy and Commerce’) に送付しなければならない——

- (1) コンテンツ、アプリケーション、又はサービスのプロバイダーの、ブロードバンド・ネットワークの中へ及びブロードバンド・ネットワークを経由して、当該情報を発信及び送信する能力；
- (2) 競争関係にある、伝送性能のプロバイダーの、ブロードバンド・ネットワークの中へ及びブロードバンド・ネットワークを経由して、当該情報を発信及び送信する能力；
- (3) ブロードバンド・ネットワークの中へ及びブロードバンド・ネットワークを経由して、当該情報を発信及び送信するための、価格、(契約の) 条項、及び条件；
- (4) ブロードバンド・ネットワークの中へ及びブロードバンド・ネットワークを経由して、情報を発信及び送信する法主体の数；及び
- (5) ブロードバンド・ネットワークの中へ及びブロードバンド・ネットワークを経由して、情報を発信及び送信する、それらの法主体の間の競争の状態。

□

FCC によって、2005年8月5日に採択され、同年9月23日に公布された、公共インターネットの開放され相互接続される性質を維持し促進するための4原則を示す政策声明²³ の概要

1. インターネットの入手可能性は、アメリカ人の生活に深遠な影響を与える。このネットワークのネットワークは、我々が交信する方法を根本的に変革した。それは、交信の速度、通信機器の幅、及び我々が情報を送受信するプラットフォームの多様性を、増大させた。

連邦議会が述べてきた様に、個々のアメリカ人が利用可能な、一連のインターネット・サービスは、我々の市民に対する教育的及び情動的な入手可能性における驚くべき前進を代表する。

インターネットは、また、「政治についての言葉による思想の伝達の真の多様性、文化的発展の比類無き機会、及び知的活動のための無数の方法」を代表する。

更に、インターネットは、生産性の成長及び費用の削減の原動力として、(社会)経済において重要な役割を果たす。

2. 改正された1934年通信法の§ 230 (b) において、連邦議会は、全米のインターネット政策を描写する。特に、連邦議会は、「現在インターネットにとって存在する、活力ある競争的な自由市場を維持すること」は、合衆国の政策であると言明する。47 U.S.C. § 230 (b) (1) (2005).

また、同法§ 706 (a) において、連邦議会は、FCC に対して、「合理的かつ適時に、高度な電気通信性能」、すなわち、ブロードバンドの、「全てのアメリカ人に対する提供を促進する」義務を賦課する。47 U.S.C. §

23 See *supra* note 9.

157 nt. (incorporating section 706 of the Telecommunications Act of 1996, Pub. Law No.104-104, 110 Stat. 56 (1996)).

3. 当該政策声明において、FCC は、これらの連邦議会による指令と整合性を有する、そのインターネット及びブロードバンドに対するアプローチについての指導及び洞察を提供する。
4. 結果として、FCC は、インターネット・アクセス又は「IP が可能とする」 (=‘IP-enabled’) サービス (の提供) を目的とする電気通信の提供者が、中立的なやり方で運営されることを保証するために必要な管轄権を有する。

更に、ブロードバンド・ネットワークが、全てのアメリカ人に対して、広く提供され、開放され、入手可能であり、及びアクセス可能であること、を確保する目的で、FCC は、以下の原則を採択する。

[公共インターネットの開放され相互接続される性質を維持し促進するための4原則]

- ・ブロードバンドの提供を促進し、公共インターネットの開放され相互接続される性質を維持し促進する目的で、消費者は、自ら選択する合法的なインターネット上のコンテンツにアクセスする権利を有すること。
 - ・ブロードバンドの提供を促進し、公共インターネットの開放され相互接続される性質を維持し促進する目的で、消費者は、法執行の必要に服して、自ら選択するアプリケーションを作動させ、サービスを利用する権利を有すること。
 - ・ブロードバンドの提供を促進し、公共インターネットの開放され相互接続される性質を維持し促進する目的で、消費者は、自ら選択する、ネットワークに損害を与えない適法の機器を接続する権利を有すること。
 - ・ブロードバンドの提供を促進し、公共インターネットの開放され相互接続される性質を維持し促進する目的で、消費者は、ネットワーク・プロバイダー、アプリケーション・プロバイダー及びサービス・プロバイダー、並びにコンテンツ・プロバイダー間の競争を享受する権利を有すること。
5. FCC は、電気通信市場がブロードバンド時代に入るに際して、インターネットの活力ある開放された特徴を維持し促進する義務を有する。

インターネットのブロードバンドの、コンテンツ、アプリケーション、サービス及び付属品/アタッチメントの、創造、採用及び使用を育成すること、並びに、消費者が競争に由来する革新から利益を得ること、を確保する目的で、FCC は、上記の原則を、その進行中の政策立案活動に組み込む。したがって、我々は、この政策声明において規則を採択しているわけではない。我々が採択する原則は、合理的なネットワーク運営を条件とする。